

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日にあ
たるときは、そ
の翌日)

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則(昭和三十年四月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 精神薄弱者の精神薄弱者保護施設への入所に関する事(精神法一六―)

第三条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 精神薄弱者保護施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者からの費用の徴収に関する事(同二七―)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

鳥取県告示第五十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

目次

- ◇規 則 福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
生活保護法による医療機関の指定
高等の移入を禁止する区域
県宮で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画書の写しの縦覧
共同で行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書の縦覧
建築基準法に基づき道路法による変更の事業計画のある道路
道路の位置の指定
- ◇通 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
道路交通法による懸架の実施

規 則

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥取生協病院附属 第二事業所診療所	鳥取市川端一丁目四八	内科	鳥取勤労者医療 生活協同組合長 山崎 季治	昭和四十一年一月二十二日	乙表点数表
福本 薬局	鳥取市東品治町十の一		福本 政雄	二月一日	

鳥取県告示第五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十一年一月二十日	伊藤内科医院	米子市上福原一、五〇九の一	内科、小児科、放射線科	伊藤 敬吾

鳥取県告示第五十七号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひるその死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として佐賀県を指定する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十一月五日付けで米子市古置千三八番地 若松宗知

はか十九人の者から申請のあつた農営で行なう土地改良(農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良(農道整備)事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
昭和四十一年二月十四日から二十日間とする。
- 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十九号

昭和三十九年二月七日付けで倉吉市国府二九四 田倉房蔵ほか二十一人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 縦覧に供する期間
昭和四十一年二月十四日から二十日間
- 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定に基づき、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして次

のとおり指定する。

その要因図面に、鳥取県土木部建築課及び鳥取県倉吉土木出張所において縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類及び路線名	指 定 場 所	幅 員 延 長
一般国道 一七九号	起点 倉吉市海田字荒神七三ノ一 終点 同 市上井字藤平田三五五ノ一	九メートル 八六三メートル

鳥取県告示第六十一号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名
鳥取市古方二八〇番地 日光興土地観光
代表取締役 鳥取市 鳥取市瀬山字越原ノ下

道路の位置の指定場所
建設の幅員及び延長
幅員 四メートル
延長 五八メートル

鳥取県告示第六十二号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び及び氏名

米子市飯屋一 ○六番地 松水 一公	米子市飯屋字堀廻り 三五五番五 三五五番三 三五五番二 三五五番一 三五四番五 三五四番四 三五四番三 三五四番二 三五四番一 三五三番九 三五三番八 三五三番七 三五三番六 三五三番五 三五三番四 三五三番三 三五三番二 三五三番一 三五二番九 三五二番八 三五二番七 三五二番六 三五二番五 三五二番四 三五二番三 三五二番二 三五二番一	幅員 四メートル 延長 一九三・一メートル
-------------------------	--	--------------------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和四十一年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年二月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 一 日時 昭和四十一年二月十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 三 議題 昭和四十年度明るく正しい選挙推進運動指導者研修会の開催について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正する。

昭和四十一年二月十一日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

1の項中

市道高岡町一五番地先までの間	同上	七五五メートル	石	同	を
市道高岡町一五番地先までの間	同上	七五五メートル	石	同	を
市道高岡町一五番地先までの間	同上	七五五メートル	石	同	を

3の項中

県道若狭川線 八頭郡東町大字久能寺六七二の一番地先から同地内三三五の一番地先までの間	県道若狭川線 八頭郡東町大字久能寺六七二の一番地先から同地内三三五の一番地先までの間	を	を	を	を
県道若狭川線 八頭郡東町大字久能寺六七二の一番地先から同地内三三五の一番地先までの間	県道若狭川線 八頭郡東町大字久能寺六七二の一番地先から同地内三三五の一番地先までの間	を	を	を	を
県道若狭川線 八頭郡東町大字久能寺六七二の一番地先から同地内三三五の一番地先までの間	県道若狭川線 八頭郡東町大字久能寺六七二の一番地先から同地内三三五の一番地先までの間	を	を	を	を

一般国道九号線 八千代橋西詰から鳥取市丸山町二五〇の一番地先までの間	一般国道九号線 八千代橋西詰から鳥取市丸山町二五〇の一番地先までの間	四〇キロメートル	(ただし、第一種自動車)	を	を
一般国道九号線 八千代橋西詰から鳥取市丸山町二五〇の一番地先までの間	一般国道九号線 八千代橋西詰から鳥取市丸山町二五〇の一番地先までの間	四〇キロメートル	(ただし、第一種自動車)	を	を
一般国道九号線 八千代橋西詰から鳥取市丸山町二五〇の一番地先までの間	一般国道九号線 八千代橋西詰から鳥取市丸山町二五〇の一番地先までの間	四〇キロメートル	(ただし、第一種自動車)	を	を

県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道上香原用瀬線 八頭郡佐治村大字古市一三五番地 地先から同地内二〇番地の地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道上香原用瀬線 八頭郡佐治村大字加瀬木一、二、三番地 地先から同地内二四番地地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道用瀬線 鳥取市朝月二七番地地先から同地内竹 生一、一五〇番地地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道野倉吉線 東伯郡三朝町大字三朝九七三の一番地 地先から同地内一七四番地地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道長谷鳥取線 倉吉市山根六八一番地地先から同地内 海田八一番地地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道倉吉山線 東伯郡洞金町大字洞金一、三三三番 地地先から同地内一三一九番地地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道山崎線 鳥取市山崎線 倉吉市宮川町一 二四番地地先から同地内小嶋橋東詰までの間及びこれに連 結する旧市内各道路	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
県道鳥取線 岩美郡岩美町大字大谷三三二番地地先 から同地内八二二番地地先までの間	を	県道鳥取線 倉吉市横田一七番地地先から同地内 四七番地地先までの間	に
一、〇〇〇メートル （ただし、第一種原動機付自転車 を除く。）	を	一、〇〇〇メートル （ただし、第一種原動機付自転車を除 く。）	に
四〇キロメートル （ただし、西伯郡江町大字本宮 字野谷四一二の一番地地先方面 から同郡大山町大字大山字野 谷方面	を	四〇キロメートル （ただし、西伯郡江町大字本宮 字野谷四一二の一番地地先方面 から同郡大山町大字大山字野 谷方面	に
七、四八〇メートル	を	七、四八〇メートル	に

一、〇〇〇メートル （ただし、第一種原動機付自転車 を除く。）	を	一、〇〇〇メートル （ただし、第一種原動機付自転車を除 く。）	に
四〇キロメートル （ただし、西伯郡江町大字本宮 字野谷四一二の一番地地先方面 から同郡大山町大字大山字野 谷方面	を	四〇キロメートル （ただし、西伯郡江町大字本宮 字野谷四一二の一番地地先方面 から同郡大山町大字大山字野 谷方面	に
七、四八〇メートル	を	七、四八〇メートル	に

鳥取県公安委員会告示第七号
 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第一項の規定に基づ
 き、次のとおり趣聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年二月十一日
 鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 趣聞の期日及び場所
 昭和四十一年二月二十五日 午前九時から
 鳥取市東町 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員名（県庁七階）

1	鳥取市下味野一二五	自動車等運転者	中田 進
2	鳥取市高住七〇八	自動車等運転者	森 達明
3	岩美郡国府町大字麻生三二八	自動車等運転者	田中 忠男
4	岩美郡福部村大字成見二七九の一	自動車等運転者	黒田 幸由
5	鳥取市本町四丁目五二	自動車等運転者	竹内 久
6	鳥取市宮長二の五	自動車等運転者	米沢 健昭

- 7 鳥取市吉岡温泉町七六七 自動車等運転者 池井 義弘
- 8 岩美郡国府町大字麻生三九六 自動車等運転者 中野 富春
- 9 八頭郡用瀬町大字川中七五〇 自動車等運転者 前田 鶴男
- 10 気高郡気高町大字下石一四二 自動車等運転者 角田 勝利
- 11 鳥取市白兎五七六 自動車等運転者 三橋 英雄
- 12 八頭郡船岡町大字福本四八 自動車等運転者 山本 正雄
- 13 岩美郡国府町大字宮下 国府荘アパート内 自動車等運転者 鳥飼 弘
- 14 八頭郡八東町大字才代二 自動車等運転者 金子 政行
- 15 八頭郡都実町大字別府二五 自動車等運転者 野田 應明
- 16 鳥取市津ノ井一七九の一 自動車等運転者 谷口 英夫
- 17 鳥取市職人町五の二 自動車等運転者 波多野忠則
- 18 気高郡青谷町大字長和瀬一六九 自動車等運転者 村中 富造
- 19 鳥取市浜坂四六三 自動車等運転者 坂田 泰造
- 20 鳥取市川端四丁目 浜屋アパート内 自動車等運転者 西山 清
- 21 八頭郡都家町大字門尾三三一 自動車等運転者 北川 好雄
- 22 岩美郡岩美町大字浦生二一九七 自動車等運転者 坂口 清春
- 23 岩美郡岩美町大字岩本一一七七の二 自動車等運転者 下根 政男

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日につき
当たるときは、翌日)

目次

◇告 示 教育職員の免許状の授与
結核予防法による指定医療機関の辞退
県道の路線の廃止
道路の区域の決定
道路の供用の開始
昭和三十四年十月鳥取県告示第五百二十八号の一部改正
道路の位置の指定
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施
◇教委規則 技能労働職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第六十五号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏 名
幼稚園助教免許状 昭四〇幼助第三号 中沢 寛
鳥取県告示第六十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地
昭和四十一年一月二十五日 城野 医院 鳥取市茶町一〇番地

鳥取県告示第六十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七條第一項の規定に基づき、
県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の閲覧に供する。

昭和四十一年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	路線名	認定	所要な通過地	備考
185	八頭郡若狭町大字若狭	認定	八頭郡若狭町大字若狭	兵庫県東方道路東町を起点とする。